# 第27期定時株主総会招集ご通知

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく 書面交付請求による交付書面に記載しない事項

業務の適正を確保するための体制 及びその運用状況の概 車 結 持 分 変 動 計 算 結 注 記 車 表 株主資本等変動計算 書 注 記 個 別 表

# イーレックス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、書面交付請求をされた株主さまに対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載を省略しております。

# 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

#### 1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、以下のとおりであります。

# (1) 当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する ための体制

- ① 当社及び子会社の取締役等及び使用人は、行動憲章及び行動規範をすべての行動の原点とし、高い倫理観をもって自らを律し、法令・定款その他社内規程すべてを遵守し、職務の執行に当たります。
- ② 当社は、代表取締役社長直属の組織として監査部を設置しております。また内部監査規程を制定し、監査部は同規程に基づき毎年監査実施計画を立案し、業務監査、財務報告の信頼性の監査、関連法規等の遵守の監査等を実施し、取締役等及び使用人の職務の執行が法令・定款その他社内規程に適合しているかを確認します。その監査結果は、代表取締役社長に報告した上で、取締役会に報告します。
- ③ 当社は、コンプライアンス規程を制定し、当社及びグループ会社におけるコンプライアンスに関する基本事項並びに当社及び子会社の取締役等及び使用人が遵守すべき15項目からなる原則を定めております。また、コンプライアンス担当取締役を指名し、コンプライアンス研修の実施、内部通報体制整備、法令・定款その他社内規程違反行為への対処に努めます。
- ④ 法令・定款その他社内規程違反が発見された場合には、コンプライアンス規程に基づき取締役会へ報告の上、顧問弁護士等の外部専門家と協力しながら対応を行います。

# (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令並びに取締役会規則、経営会議規程及び文書管理規程等に基づき、当社の取締役の職務の執行に係る重要な情報について、文書に記録し、適切に保存、管理します。また、取締役及び監査役のこれら文書へのアクセスを確保します。

# (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社及び子会社は、職務権限規程に基づき各職位毎に権限の範囲を定め、各職位は、当該範囲内で、職務執行に係る損失の危険等(以下「リスク」といいます。)を管理します。また子会社については、当社から派遣した取締役及び監査役並びにグループ会社管理規程に基づき各子会社を所管する部門が、業務上の課題等を把握し、リスク管理及び発生の未然防止に努めます。

② 当社及び子会社の各部門は、適切な業務推進のために生じうる損失等のリスクの予見に努めるとともに、マニュアル等を整備し、有事の際の迅速な対処に努めます。

## (4) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社において取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役等及び使用人が共有する年度行動計画を定め、その達成に向けて各自が実施すべき具体的な目標を定めております。
- ② 当社において迅速な情報の把握及び共有のため、取締役、執行役員及び部門長等を構成員とする経営会議を設置し、定例的に事業方針及び子会社を含む全社的重要事項について審議します。
- ③ 当社において意思決定の迅速化のため、業務分掌規程及び職務権限規程等を整備し、権限と責任を明確にするとともに、重要事項については経営会議における事前審議を踏まえ、取締役会の意思決定に資することとします。
- ④ 当社において取締役会は、社外取締役を除く各取締役の担当組織及び業務を定め、各取締役は自らの担当組織、業務を管理します。
- ⑤ 当社のグループ会社管理規程、職務権限規程により子会社の権限及び意思決定手続を明確化し、効率的な職務執行を行います。

# (5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制並びに当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、グループ会社管理規程に基づき、各グループ会社の所管部門を定めており、当該部門を担当する取締役及び当該部門は各グループ会社の業務上の課題等を把握し、一定の重要事項については当社取締役会に報告します。
- ② 前号の他、当社は、各グループ会社に取締役又は監査役を派遣し、各グループ会社の業務の 適正な執行及び監督に当たらせ、グループ経営の効率化を図ります。
- ③ 当社グループの財務報告の適正性を確保するため、監査部が各グループ会社の取締役等及び使用人に対し定期的にヒアリングを行うとともに、業務監査を通じてグループ会社の状況を調査、分析し、その結果を当社代表取締役社長に報告します。

# (6) <u>監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項</u> 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その要請に応じて、適切な 人材を配置します。

# (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人 に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 人事部門を担当する取締役は、監査役を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事評価及び異動に係る事項について、事前に監査投と協議します。
- ② 各取締役は、監査役を補助する使用人の配置について、監査役と執行側からの指揮命令が相反しないように配慮し、当該使用人は監査役からの指揮命令を優先するものとします。

# (8) 当社及びその子会社の取締役・使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社及びその子会社の取締役及び使用人等は、担当する組織又は業務において法令・定款その他社内規程違反や、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合及びその他会社に重大な影響を与える事実が認められる場合には、法令その他社内規程に定める方法等により、速やかに監査役に適切な報告を行います。また、監査役から業務等に関する報告を求められた場合も同様とします。
- ② 当社の監査役は、取締役会、経営会議の他、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため必要な会議に出席するとともに、稟議書、通達などの業務執行に係る重要文書について、適宜閲覧し、また必要に応じ取締役及び使用人等からの説明を求めます。

# (9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保 するための体制

当社は、内部通報規程を定め、同規程に報告者が法令・定款その他社内規程違反等について報告したこと自体による不利益を被ることはない旨明記し、報告者が不利な取扱いを受けないこととします。

# (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の償還等を請求したときは、 当社が当該請求の内容を確認の上、速やかにこれに応じます。

# (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、経営の透明性と監査の実効性を高めることを目的として、取締役会、経営会議の他、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため必要な会議に適宜出席するとともに代表取締役社長と定期的に意見交換を行います。
- ② 監査役は、監査部及び会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うととも に、必要な場合には随時、会計監査人に報告を求めます。

#### (12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社は、会社法及び金融商品取引法等の関係法令、一般に公正妥当と認められる会計基準及び経理規程等の社内規程に基づき、正確かつ適切な会計処理及び開示に努めます。
- ② 当社は、業務遂行上の職務分離による牽制や、承認プロセスを複数段階とする等の施策を通じて、財務報告の信頼性確保に努めます。
- ③ 監査部は、会社法及び金融商品取引法等の関係法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行います。

## (13) 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力を断固として排除する姿勢を、行動憲章、行動規範に明記するとともに 具体的な行動基準として反社会的勢力対応規程を定め、すべての役員及び使用人が、反社会的 勢力と取引関係を含めて一切の関係を持たないこと、反社会的勢力を利用しないことを徹底します。

# 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

## (1) 取締役の業務の適正を確保する体制

当事業年度は、取締役会を14回開催し、取締役会規則に基づき経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務の執行状況について監督を行いました。取締役会において社外取締役及び監査役は、専門的な知見に基づき、忌憚のない意見を述べており、取締役会の監督機能の強化に寄与しております。

# (2) 監査役の監査体制

監査役は、取締役会、経営会議等の重要会議への出席及び社長との意見交換並びに当社及び子会社への往査等を通じて、会社経営全般の状況把握に努め、また会計監査人との協議についても適宜実施いたしました。さらに当事業年度は、監査役会を15回開催し、また適宜監査部と情報共有を図り、当社及び子会社への内部監査の実施結果及び財務報告に係る内部統制の整備、運用状況について監査いたしました。

# (3) コンプライアンスの推進

当社は、コンプライアンス担当取締役がコンプライアンス担当者会議の開催、内部通報体制整備等を主導し、コンプライアンス体制の充実を図っております。また、当社及び子会社の取締役及び従業員等の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たせるよう、社内研修やe-ラーニングによりコンプライアンス意識を強化する取組みを継続的に実施し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

# 連結持分変動計算書

(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位:百万円)

				親会社	上の所有者	に帰属す	る 持 分	
	V4-	,		A			その他の資本	よの構成要素
	資	本	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	在外営業活動 体の換算差額	キャッシュ・フ ロー・ヘッジ
2024年4月1日残高		11,3	62	11,013	13,283	△124	167	10,970
当期利益			_	_	2,118	-	-	_
その他の包括利益			_	1		_	29	1,955
当期包括利益合計			_	I	2,118	_	29	1,955
新株の発行		6,9	67	6,932	_	_	_	_
配当金			_	-	_	_	_	_
株式報酬取引			16	63	_	_	_	_
非金融資産等への振替			_	_	_	_	_	△2,618
非支配持分との資本取引			-	=	_	_	_	_
その他の資本の構成要素から利 益剰余金への振替			_	_	△20	_	_	_
所有者との取引額合計		6,9	83	6,995	△20	_	_	△2,618
2025年3月31日残高		18,3	46	18,009	15,381	△124	197	10,307

	親会社	の所有者	に帰属す	る 持 分		
	その他の	資本の	構 成 要 素		11 to see 15 es	×- 1 A -1
	その他の包括利 益を通で測定 価値 融 資 産	確定給付制度の 再 測 定	合 計	合 計	非支配持分	資本合計
2024年4月1日残高	1,431	_	12,568	48,104	7,497	55,601
当期利益 その他の包括利益	_ 587	_ △11	2,561	2,118 2,561	1,633 △46	3,751 2,515
当期包括利益合計	587	△11	2,561	4,679	1,586	6,266
新株の発行	_	_	_	13,899	_	13,899
配当金	_	_	_	_	△940	△940
株式報酬取引	_	_	_	79	_	79
非金融資産等への振替	_	_	△2,618	△2,618	_	△2,618
非支配持分との資本取引	_	_	_	_	192	192
その他の資本の構成要素から利 益剰余金への振替	9	11	20	_	_	_
所有者との取引額合計	9	11	△2,598	11,360	△747	10,612
2025年3月31日残高	2,027	_	12,531	64,144	8,335	72,480

# 連結注記表

#### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社(以下「当社グループ」という。)の連結計算書類は、会社計算規則第120条第 1 項の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

#### (2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

22社

連結子会社の名称

イーレックスニューエナジー株式会社

イーレックスニューエナジー佐伯株式会社

佐伯バイオマスセンター株式会社

エバーグリーン・リテイリング株式会社

エバーグリーン・マーケティング株式会社

株式会社沖縄ガスニューパワー

沖縄うるまニューエナジー株式会社

イーレックス・バイオマス・マネジメント株式会社

イーレックスHT合同会社

株式会社イーセル

糸魚川発電株式会社

EREX SINGAPORE PTE, LTD.

STRAITS GREEN ENERGY PTE, LTD.

STRAITS GREEN ENERGY SDN.BHD.

EREX (CAMBODIA) CO., LTD.

eREX Vietnam Co.,Ltd

HAU GIANG BIOENERGY JOINT STOCK COMPANY

EREX INTERNATIONAL CO..LTD

EREX SAKURA BIOMASS YEN BAI CO.,LTD

EREX SAKURA BIOMASS TUYEN QUANG CO.,LTD

EREX YEN BAI BIOMASS POWER CO., LTD.

EREX TUYEN QUANG BIOMASS POWER CO., LTD.

当社グループは豊前ニューエナジー合同会社の持分の過半数を自己の計算において所有しておりますが、重要事項の決定は出資者全員の同意が必要であり、当社グループは同社の財務及び事業の方針の決定を単独では支配していないため、共同支配企業として同社への投資に持分法を適用しております。

#### 連結の範囲の変更

当社グループは、2024年11月29日の当社取締役会において、当社グループの連結子会社であるティーダッシュ合同会社の全ての持分を株式会社HBDに譲渡することを決議し、2024年12月31日付で譲渡を行いました。このため、ティーダッシュ合同会社を連結の範囲から除外しました。

#### (3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 7社

会社等の名称

豊前ニューエナジー合同会社

大船渡発電株式会社

株式会社ネクストシード

SPHP CO., PTE. LTD.

SPHP (CAMBODIA) CO., LTD.

PT DHARMA SUMBER ENERGI

鼎龍能源科技股份有限公司

## (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
EREX (CAMBODIA) CO., LTD.	12月31日
eREX Vietnam Co.,Ltd	12月31日
HAU GIANG BIOENERGY JOINT STOCK COMPANY	12月31日
EREX INTERNATIONAL CO.,LTD	12月31日
EREX SAKURA BIOMASS YEN BAI CO.,LTD	6月30日
EREX SAKURA BIOMASS TUYEN QUANG CO.,LTD	6月30日
EREX YEN BAI BIOMASS POWER CO., LTD.	9月30日
EREX TUYEN QUANG BIOMASS POWER CO., LTD.	9月30日

連結計算書類の作成にあたっては、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

#### (5) 会計方針に関する事項

- ① 金融商品
  - (i) デリバティブを除く金融資産
    - (a) 当初認識及び測定

当社グループは、営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他のすべての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当初認識時において、すべての金融資産は公正価値で測定しておりますが、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類されない場合は、当該公正価値に金融資産の取得に直接帰属する取引コストを加算しております。純損益を通じて公正価値で測定される金融資産の取引コストは、純損益に認識しております。なお、重大な金融要素を含んでいない営業債権は、取引価格で測定しております。

1) 償却原価により測定する金融資産

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに 基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。
- 2) 公正価値により測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融商品については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、当初認識時に事後の公正価値の変動を、その他の包括利益で表示するという取消不能の選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する負債性金融商品については、以下の要件を満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債性金融商品に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

#### (b) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

1) 償却原価により測定する金融資産

償却原価により測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

2) 公正価値により測定する金融資産

公正価値により測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

#### (c) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を損失評価引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を損失評価引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報(内部格付、外部格付等)を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で損失評価引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、 企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定してお ります。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコスト や労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る損失評価引当金の繰入額は、純損益で認識しております。損失評価引当金を減額する事象が生じた場合は、損失評価引当金戻入額を純損益で認識しております。

#### (d) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当 社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融 資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続して いる場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

#### (ii) デリバティブを除く金融負債

#### (a) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で 測定する金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、発行した負債証券をその発行日に当初認識し、その他の金融負債は、当該金融商品の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定される金融負債については、直接帰属する取引費用を控除しております。

#### (b) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

1) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債については、売買目的保有の金融負債と当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の純損益として認識しております。

# 2) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

#### (c) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

#### (iii) 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

#### (iv) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスク、金利リスク及び電力の価格変動リスクに対処するために、為替予約、金利スワップ契約、電力スワップ契約及び電力先物取引等のデリバティブを利用しております。 これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識され、その後も公正価値で再測定しております。公正価値の変動は、原則として純損益として認識しております。

ただし、当社グループは、ヘッジ会計の要件を満たすデリバティブについてはヘッジ手段として指定し、ヘッジ会計を適用しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでおります。具体的には、以下の項目をすべて満たす場合に、ヘッジが有効と判断しております。

- ・ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること
- ・信用リスクの影響が、当該経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと
- ・ヘッジ関係のヘッジ比率が、企業が実際にヘッジしているヘッジ対象の量と企業がヘッジ対象の 当該量を実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じる比率と同じであること

当社グループは、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価しております。ヘッジの非有効部分が生じる原因としては、ヘッジ手段の価値変動がヘッジ対象の価値変動を上回る又は下回る場合があります。

ヘッジ比率については、ヘッジ対象とヘッジ手段の経済的関係及びリスク管理戦略に照らして適切 に設定しております。

ヘッジ関係について有効性が認められなくなったものの、リスク管理目的に変更がない場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を再調整しております。また、ヘッジ関係についてリスク管理目的が変更された場合は、ヘッジ関係の適用を中止しています。

当社グループは、為替予約、金利スワップ契約、電力スワップ契約等をキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定しており、以下のように会計処理しております。

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分はその他の包括利益を通じてヘッジ剰余金として認識し、非有効部分は直ちに純損益として認識しております。

当社グループでは、為替リスクをヘッジするキャッシュ・フロー・ヘッジ関係において、ヘッジ手

段の直物要素の公正価値の変動のみを指定しています。先渡要素の公正価値の変動はヘッジのコスト として区分して会計処理し、資本項目のヘッジコスト剰余金として認識しております。

なお、ヘッジ剰余金及びヘッジコスト剰余金は、キャッシュ・フロー・ヘッジとしてともにその他 の資本の構成要素に表示しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識されている金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

予定取引又は確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続き資本に計上しております。

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しております。原価は、原材料は 主として先入先出法、貯蔵品は個別法に基づいて算定しております。

## ③ 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれております。

有形固定資産の取得後に発生した支出のうち、通常の修繕及び維持については発生時に費用として処理し、主要な取替及び改良に係る支出については、その支出により将来当社グループに経済的便益をもたらされる可能性が高く、金額が信頼性をもって測定することができる場合に限り資産計上しております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたって、定額法により 算定しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2-49年
- ・機械装置及び運搬具 2-18年
- ・その他 2-20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった 場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

#### ④ 無形資産の償却方法

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しております。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却を行っており、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。主要な無形資産の見積耐用年数は、以下のとおりです。

- ・ソフトウェア 5年
- ・施設利用権 20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

#### (5) リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産及びリース 負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負 債の当初測定の金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの 契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。リース負債は、リース負債に係る金利、支払われたリース料及び該当する場合にはリース負債の見直しまたはリースの条件変更を反映する金額で事後測定しております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

#### (6) onh

のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

のれんの償却は行わず、毎期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

#### ⑦ 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識いたします。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額いたします。

のれんに関連する減損損失は戻入いたしません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。減損損失は、最後の減損損失を認識した以後に当該資産の回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れます。

持分法適用会社に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区分して認識しないため、個別に減損テストを実施しておりません。持分法適用会社に対する投資が減損している可能性が示唆されている場合には、投資全体の帳簿価額を回収可能価額と比較することにより単一の資産として減損テストを行っております。

#### (8) 引当金

当社グループは、過去の事象の結果として当社グループが現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に引当金を認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

- 14 -

#### ⑨ 従業員給付

#### (i)退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を運営しております。 当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、 予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付制度に係る負債は、確定給付制度債務の現在価値を算定して計上しております。

確定給付制度に係る利息費用は、従業員給付費用として計上しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は、発生した期の純損益として処理しております。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

#### (ii) その他の従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、従業員が関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合、支払われると見積られる額を負債として認識しております。

#### ⑩ 売上高

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5:履行義務の充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

#### (i) 雷力小売事業

当社グループは、顧客との電力需給契約を締結しており、電力の供給を履行義務として識別しております。当該契約は、電力需給契約における顧客との契約条件に基づいて一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

#### (ii) 電力卸売事業

当社グループは、顧客との電力受給契約を締結しており、電力の供給を履行義務として識別してお

ります。電力受給契約における引渡しの条件を勘案した結果、電力に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは電力の供給時点であると判断し、当該時点で収益を認識しております。

#### (iii) その他事業

当社グループは、顧客と燃料売買契約を締結しており、燃料の引渡しを履行義務として識別しております。燃料売買契約における引渡しの条件を勘案した結果、燃料に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは燃料の引渡し時点であると判断し、当該時点で収益を認識しております。

#### ① 外貨換算

#### (i) 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における直物為替レート又はそれに近似するレートで当社グループの各社の 機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性項目は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

取得原価で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、取得日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の測定日における為替レートで機能通 貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定したデリバティブから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

#### (ii) 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については為替レートが著しく変動している場合を除き、期中平均為替レートを用いて表示通貨に換算しております。為替レートが著しく変動している場合には、取引日の為替レートを用いて換算しております。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識し、その後 在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識しております。

子会社に対する支配の喪失に至らない一部処分の場合には、為替換算差額の累積額の持分割合は非支配持分に再度配分されますが、純損益は認識いたしません。その他の重要な影響力又は共同支配を喪失するような一部処分の場合には、為替換算差額の処分比率に応じた額を純損益に組み替えております。

#### (12) 政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための付帯条件を満たし、かつ補助金を受領するという合理的な保証が得られたときに認識し、公正価値で測定しております。

政府補助金が費用項目に関連する場合は、補助金で補償することが意図されている関連コストを費用として認識する期間にわたって、規則的に収益として認識しております。資産に関する補助金は、繰延収益として認識し、関連資産の見積耐用年数にわたり規則的に純損益として認識しております。

#### 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

#### 為替予約に関するヘッジ会計の適用

- ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 デリバティブ資産 12,313百万円
- ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、長期の外貨建燃料調達契約に対して為替予約を締結しています。当該為替予約契約について、期末の為替レート及び燃料調達による外貨建営業債務金額に基づいて連結財政状態計算書の計上額を計算しています。

燃料調達による外貨建営業債務金額は、長期の外貨建燃料調達契約に基づく取引の実行可能性を考慮して見積もっています。また、為替予約契約について、ヘッジ取引開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較して両者の変動額を基礎にして、ヘッジの有効性を評価し、ヘッジ会計の要件を充足している場合にヘッジ会計を適用しています。

燃料調達により外貨建営業債務金額の見積り及びヘッジ会計の要件の充足については、ヘッジ対象となる予定取引の実行可能性に関する不確実性を伴います。状況の変化等により予定取引の実行可能性が低くなりヘッジ会計の適格要件を満たさない状況となった場合、ヘッジ会計が中止される場合があり、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### 3. 連結財政状態計算書に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
  - ① 担保に供している資産

現金及び預金	196百万円
営業債権及びその他の債権	1,019
有形固定資産	18,286
計	19,502

#### ② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金	2,159百万円
長期借入金	15,429
計	17,589

(2) 資産から直接控除された損失評価引当金 その他の金融資産(非流動)

301百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 26,442百万円 上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

#### (4) 保証債務

当社グループの持分法適用会社の借入金等に関する債務保証等の金額は以下のとおりです。

#### 債務保証等 (注)

3,447百万円

(注)上記の他、当社の持分法適用会社であるSPHP(CAMBODIA)CO.,LTD.の発電所建設工事代金に関するUndertaking agreement(元本上限金額151百万米ドル、換算後円貨22,579百万円)を締結しておりますが、当連結会計年度末において工事着手金の範囲内で建設工事が進んでおり、Undertaking agreementの対象となる工事未払金残高はありません。

#### (5) 財務制限条項

借入金(1年内返済予定額を含む)には、下記のいずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失する財務制限条項が付いております。

- (1) 当社の子会社である沖縄うるまニューエナジー株式会社の株式会社三井住友銀行を主幹事とするコミット型シンジケートローン契約(2025年3月31日現在の借入残高3,353百万円)には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。なお、①及び②については日本基準を基礎として算出された財務数値、③及び④についてはIFRSを基礎として算出された財務数値に対して財務制限条項が付されております。
  - ① 2023年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における借入人の単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
  - ② 2019年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における借入人の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2018年3月期末日における借入人の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額又は直近の事業年度末日における借入人の単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持すること。
  - ③ 保証人であるイーレックス株式会社の2025年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される税引前損益から当該事業年度末日における日本基準上の特別損益相当額(※)を控除(特別損益相当額(※)の値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの

場合は減算する。)した金額を負の値としないこと。

- ④ 保証人であるイーレックス株式会社の2025年3月期末日における連結財政状態計算書に記載される資本の合計金額からキャッシュ・フロー・ヘッジを控除(値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する。以下同じ。)した金額を、(i)2017年3月期末日における日本基準上の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から、繰延ヘッジ損益を控除(値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する。以下同じ。)した合計金額の75%に相当する金額、又は(ii)2024年3月期末日における日本基準上の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から繰延ヘッジ損益を控除した合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持し、2026年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結財政状態計算書に記載される資本の合計金額からキャッシュ・フロー・ヘッジを控除した合計金額を、(i)2017年3月期末日における日本基準上の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から、繰延ヘッジ損益を控除した合計金額の75%に相当する金額、又は(ii)直近の事業年度末日における連結財政状態計算書に記載される資本の合計金額からキャッシュ・フロー・ヘッジを控除した合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- (2) 当社の子会社である沖縄うるまニューエナジー株式会社の三井住友ファイナンス&リース株式会社を主幹事とするコミット型タームローン契約(2025年3月31日現在の借入残高902百万円)には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。なお、②及び④については日本基準を基礎として算出された財務数値、①及び③についてはIFRSを基礎として算出された財務数値に対して財務制限条項が付されております。
  - ① 2025年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日におけるスポンサーを親会社とし借入人を連結子会社に含む連結損益計算書(以下、単に「連結損益計算書」という。)に記載される税引前損益から当該事業年度末日における日本基準上の特別損益相当額(※)を控除(特別損益相当額(※)の値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する。)した金額を負の値としないこと。
  - ② 2023年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における借入人単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
  - ③ 2025年3月期末日におけるスポンサーを親会社とし借入人を連結子会社に含む連結財政状態計算書(以下、単に「連結財政状態計算書」という。)に記載される資本の合計金額から、2018年3月期末日における日本基準上の連結貸借対照表に記載される繰延ヘッジ損益を控除(値がマイナスの場合は加算し、値がプラスの場合は減算する。以下同じ。)した金額を、(i)2017年3月期末日における日本基準上の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から、繰延ヘッジ損益を控除した合計金額の75%に相当する金額、又は(ii)2024年3月期末日における日本基準上の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から、繰延ヘッジ損

益を控除した合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高い方の金額以上に維持し、2026年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結財政状態計算書に記載される資本の合計金額から、2018年3月期末日における日本基準上の連結貸借対照表に記載される繰延ヘッジ損益を控除した合計金額を、(i)2017年3月期末日における日本基準上の連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から、繰延ヘッジ損益を控除した合計金額の75%に相当する金額、又は(ii)直近の事業年度末日における連結財政状態計算書に記載される資本の合計金額から、キャッシュ・フロー・ヘッジを控除した合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

- ④ 2019年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における借入人単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2018年3月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
- (3) 当社の株式会社みずほ銀行との金銭消費貸借契約(2025年3月31日現在の借入残高100百万円) には、IFRSを基礎として算出された財務数値に対し以下の財務制限条項が付されており、当該条項 に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
  - ① 2024年3月決算期以降に到来する決算期について、各年度の決算期の末日および第2四半期の末日における連結財政状態計算書上の資本の金額を2020年3月決算期末日における日本基準上の連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%および直前の決算期末日または第2四半期の末日における連結財政状態計算書上の資本の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
  - ② 2024年3月決算期以降に到来する決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される税引前損益から当該事業年度末日における日本基準上の特別損益相当額(※)を控除した金額及び当期損益が2期連続して損失とならないようにすること。
- (4) 当社の株式会社三菱UFJ銀行との金銭消費貸借契約に基づく融資特約書(2025年3月31日現在の借入残高672百万円)には、IFRSを基礎として算出された財務数値に対し以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

2024年3月決算期を初回とする各年度決算期の末日における債務者の連結の損益計算書において、売上総利益から販売費及び一般管理費を控除した金額・当期純損益について2期連続して損失を計上しないこと。

#### ※特別損益相当額

特別利益科目:借入人の各事業年度末日における連結損益計算書に記載されるその他の収益及

び金融収益のうち、固定資産売却益、抱合せ株式消滅差益、関係会社株式売却益及び保険積立金解約益をいう。

特別損失科目:借入人の各事業年度末日における連結損益計算書に記載されるその他の費用及び金融費用のうち、固定資産売却損、固定資産除却損、減損損失、関係会社株式評価損、災害損失及び損害賠償金をいう。

#### 4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 糸魚川発電所の休止に伴う損失

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 1.434百万円

(内訳) 建物及び構築物 13百万円

機械装置及び運搬具 837百万円

使用権資産 195百万円

のれん 386百万円

その他 0百万円

買付約定評価引当金繰入 1,613百万円

これらの費用は、連結損益計算書の「その他の費用」に計上しております。

なお、買付約定評価引当金は、当連結会計年度中に市況価格を上回る価額で棚卸資産を買い付ける約定をしたことに伴い、当該仕入取引の履行により見込まれる損失発生額を計上しております。

#### 5. 連結持分変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類及び総数普通株式 78,066,758株

#### (2) 配当に関する事項

① 配当金支払額 該当事項はありません。

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類				配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	
2025年6月24日 定時株主総会	普	通	株式		858	11.00	2025年3月31日	2025年6月25日	

(注)配当金の総額には、「役員報酬BIP信託」の信託口が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

#### 6. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

① 信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、営業債権について、小売統括部及び財務経理部が債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、金融機関等の信用リスクに晒されておりますが、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に基づき、信用度の高い金融機関等を相手方として、通常業務から発生する債権債務等を対象に、執行箇所及び管理箇所を定め、決済担当者の承認を得て行っております。

## ② 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日 にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務経理部が定期的に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行12行と当座貸越契約及び取引銀行1行と貸出コミットメント契約の締結をしております。また、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする取引銀行5行とシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結しております。

#### ③ 為替リスク管理

当社グループが運営する発電所ではバイオマス燃料を海外から輸入しており、主に米ドルレートの変動の影響を受ける可能性があります。当社グループは、外貨建予定取引から発生するキャッシュ・フローの変動をヘッジするために、先物為替予約を実施しております。

#### ④ 金利リスク管理

当社グループは、有利子負債による資金調達を行っております。有利子負債のうち一部は変動金利であり、金利の上昇により支払利息が増加するリスクに晒されております。当社グループは、金利変動リスクの未然防止または低減するため、固定金利と変動金利の有利子負債の適切な組み合わせを維持し、一部の変動金利の借入金については、金利変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために金利スワップ取引を利用しております。また、変動金利の有利子負債について、金利変動の継続的なモニタリングをしております。

#### ⑤ 資本性金融商品の価格変動リスク管理

当社グループは、資本性金融商品から生じる価格変動リスクに晒されております。短期トレーディング目的で保有する資本性金融商品はありません。

資本性金融商品については、定期的に公正価値や発行体の財務状況を把握しております。

# ⑥ 商品価格変動リスク管理

当社グループの主たる事業は電力事業であることから、電力市場価格の変動リスクに晒されております。当社グループは、電力スワップ契約や電力先物取引等のデリバティブ取引を行うことにより、電力価格の変動によるリスクを回避しております。

# (2) 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品の公正価値を、公正価値の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1:活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格(無調整)

レベル2:レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3:観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

#### ① 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (その他の金融資産、その他の金融負債)

関係会社長期貸付金は、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しております。なお、保有する株式はすべて上場株式であります。

出資金及び出資申込金の公正価値については、主として純資産に基づく評価モデルにより算定しております。

敷金及び保証金については、将来キャッシュ・フローを、期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブは、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

#### (社債及び借入金)

短期借入金は、短期で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

社債及び長期借入金のうち固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を 実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## ② 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。なお、公正価値と帳 簿価額が極めて近似している金融商品については、以下の表に含めていません。

(単位:百万円)

	帳簿価額	公正価値
資産:		
償却原価で測定する金融資産		
関係会社長期貸付金	8,898	9,005
敷金及び保証金	2,919	2,909
合計	11,818	11,914
負債:		
償却原価で測定する金融負債		
社債	25,690	24,996
長期借入金	10,970	10,764
合計	36,661	35,761

(注)長期借入金には、1年以内に返済予定の残高を含めております。

社債及び長期借入金の公正価値はレベル 2 に分類しております。関係会社長期貸付金、敷金及び保証金の公正価値はレベル 3 に分類しております。

# ③ 公正価値で測定する金融商品 公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
資産:				
純損益を通じて公正価値で測定する				
金融資産				
その他の金融資産				
デリバティブ				
ヘッジ会計を適用しているもの	_	12,350	_	12,350
ヘッジ会計を適用していないもの	_	312	_	312
その他	_	45	8	53
その他の包括利益を通じて公正価値				
で測定する金融資産				
その他の金融資産				
株式	3,615	_	_	3,615
出資金	_	_	3,113	3,113
出資申込金		_	6,843	6,843
合計	3,615	12,709	9,965	26,290
負債:				
純損益を通じて公正価値で測定する				
金融負債				
その他の金融負債				
デリバティブ				
ヘッジ会計を適用しているもの	_	76	_	76
ヘッジ会計を適用していないもの	_	252	_	252
合計	_	328	_	328

<sup>(</sup>注)公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識することとしております。当連結会計年度において、公正価値レベル1とレベル2の間の重要な振替は行われておりません。

#### ④ 評価プロセス

レベル3に分類された金融商品については、財務経理部責任者により承認された評価方針及び手続に 従い、適切な評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しております。評価結果は財務経理部責任者 によりレビューされ、承認されております。

- ⑤ レベル3に分類された金融商品に関する情報 レベル3に分類されている金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的 な仮定に変更した場合、当連結会計年度における著しい公正価値の変動は見込まれておりません。
- ⑥ レベル3に分類された公正価値で測定する金融商品の期首残高から期末残高への調整表 レベル3に分類された公正価値で測定する金融商品の期首から期末までの変動は、以下のとおりであ ります。

(単位:百万円)

期首残高	8,788
利得及び損失合計	910
純損益(注) 1	5
その他の包括利益(注) 2	905
購入	537
売却・償還	△7
その他	△263
期末残高	9,965

- (注) 1. 連結損益計算書の「金融収益」及び「金融費用」に含まれております。
  - 2. その他の包括利益に含まれている利得および損失は、決算日時点のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであります。

#### 7. 収益認識に関する注記

#### (1) 収益の分解情報

当社グループは、電力事業を主な事業とする単一セグメントであり、主要なサービスの種類から生じる収益を分解した情報は、以下の通りであります。

電力小売	97,185百万円
電力卸売	53,738
その他	20,293
計	171,217

(注)顧客との契約から生じる収益以外の収益については、重要性がないため区分せず「顧客との契約から生じる収益」に含めて記載しております。

電力小売事業: 電力小売事業においては、顧客との電力需給契約を締結しており、電力の供給を履行 義務として識別しております。当該契約は、電力需給契約書における顧客との契約条 件に基づいて一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足に 応じて売上高を認識しております。

当事業は、検針によって顧客の消費電力量を把握し、当該消費電力量に基づき顧客に請求を行うとともに売上を計上しております。しかしながら、検針日と決算日は必ずしも一致していないため、検針日から決算日までの間の顧客の消費電力量を一般送配電事業者から入手し、当該消費電力量情報や電力量単価情報に基づいて売上を計上しております。

売上高は、顧客と締結した契約内容において約束された対価及び燃料費調整額等を 考慮した金額で測定しております。対価は、電力の供給から1年以内のため、金融要 素に係る調整は行っておりません。また、当社と顧客との間に重要な返金に係る契約 はありません。

電力の供給に関する取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の充足に応じて段階的に受領しております。

電力卸売事業: 電力卸売事業のうち相対取引においては、顧客と電力受給契約を締結しており、電力の供給を履行義務として識別しております。電力受給契約書における引渡しの条件を勘案した結果、電力に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは電力の供給時点であると判断し、当該時点で売上高を認識しております。

売上高は、顧客と締結した電力受給契約書において約束された対価から燃料費調整 額等を考慮した金額で測定しております。対価は、電力の供給と同時に受領すること から、金融要素に係る調整は行っておりません。また、当社と顧客との間に重要な返 金に係る契約はありません。 電力の供給に関する取引の対価は、電力の供給後、概ね1カ月以内に受領しております。

また、電力卸売事業のうち卸電力取引所への販売においては、電力の供給を履行義務として識別しております。電力に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは電力の供給時点であると判断し、当該時点で売上高を認識しております。

売上高は、約束された対価から燃料費調整額等を考慮した金額で測定しております。対価は、電力の供給と同時に受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、当社と卸電力取引所との間に重要な返金に係る契約はありません。電力の供給に関する取引の対価は、電力の供給後、約定通知が行われた日から起算して概ね2金融機関営業日以内に受領しております。

その他事業:

その他事業においては、顧客と燃料売買契約を締結しており、燃料の引渡しを履行義務として識別しております。燃料売買契約書における引渡しの条件を勘案した結果、燃料に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは燃料の引渡時点であると判断し、当該時点で売上高を認識しております。

売上高は、顧客と締結した燃料売買契約書において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。対価は、燃料の引渡しと同時に受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、当社と顧客との間に重要な返金に係る契約はありません。

燃料の引渡しに関する取引の対価は、燃料の引渡し後、概ね1カ月以内に受領しております。

#### (2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下の通りです。

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	21,106百万円	20,727百万円
契約負債	_	695

# (3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

# 8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分

(2) 基本的1株当たり当期利益

823円19銭 28円65銭

# 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 株主資本等変動計算書

(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

(単位:百万円)

			株		主	資			本
				資 本 🤋	剰 余 金	利	益 剰	余	金
	資	本	金	資本準備金	次士副今众公斗	利益準備金	その他利益	剰余金	到光剩今众人計
				貝本毕順並	資本剰余金合計		繰越利益剰	自余金	利益剰余金合計
2024年4月1日残高		11,3	362	10,737	10,737	22	Δ3	,128	△3,105
事業年度中の変動額									
新株の発行		6,9	983	6,983	6,983				
当期純利益							5	,461	5,461
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計		6,9	983	6,983	6,983	_	5	,461	5,461
2025年3月31日残高		18,3	346	17,721	17,721	22	2	,332	2,355

	株	È	資	本	評	価		換	算	差	額	等	4 VA 4 3 3 1
			その他評価	その他有価証券 評価差額金		繰延ヘッジ損益		評価合	評価・換算差額等 合 計		純資産合計		
2024年4月1日残高		125		18,868		99	95		11,043		12	,039	30,908
事業年度中の変動額													
新株の発行				13,967									13,967
当期純利益				5,461									5,461
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						Δ4	19		△747		_	796	△796
事業年度中の変動額合計		_		19,428		△4	19		△747			796	18,631
2025年3月31日残高		125		38,297		94	16		10,295		11	,242	49,539

# 個別注記表

#### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
  - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式及び出資金

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を 採用しております。

市場価格のない株式

主として移動平均法による原価法を採用しております。

② デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年~18年

機械装置及び運搬具 4年~15年

工具、器具及び備品 2年~20年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検 討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度の負担に属する部分を計 上しております。

③ 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末 自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

④ 買付約定評価引当金

当事業年度中に市況価格を上回る価額で棚卸資産を買い付ける約定をしたことに伴い、当該仕入取引の履行により見込まれる損失発生額を計上しております。

#### (4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
  - a. ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…買掛金

b. ヘッジ手段…電力スワップ

ヘッジ対象…買掛金

c. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…円建借入金

③ ヘッジ方針

a.為替リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

b.価格変動リスクの低減のため、対象債務の範囲でヘッジを行っております。

c.為替相場の変動リスクをヘッジする目的で通貨スワップを行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を 比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

なお、ヘッジ会計の適用については、予定取引の実行可能性について検討を実施のうえ、ヘッジ会計 有効性の事前評価及び事後評価の結果に基づき判断しております。

#### (5) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)に基づき、以下の5ステップアプローチにより収益を認識しています。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

主要な事業における顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

#### ① 電力小売事業

当社は、顧客と電力需給契約を締結しており、電力の供給を履行義務として識別しております。当該契約は、電力需給契約における顧客との契約条件に基づいて一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて売上高を認識しております。

#### ② 電力卸売事業

当社は、顧客と電力受給契約を締結しており、電力の供給を履行義務として識別しております。電力受給契約における引渡しの条件を勘案した結果、電力に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは電力の供給時点であると判断し、当該時点で売上高を認識しております。

#### ③ その他事業

当社は、顧客と燃料売買個別契約を締結しており、燃料の引渡しを履行義務として識別しております。燃料売買個別契約における引渡しの条件を勘案した結果、燃料に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは燃料の引渡時点であると判断し、当該時点で売上高を認識しております。

# (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

#### 2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類に計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

為替予約に関するヘッジ会計の適用

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 デリバティブ債権 12.313百万円
- ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 デリバティブ債権の情報は、連結注記表の「2.会計上の見積りに関する注記」と同様のため記載を省略しております。

#### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 180百万円 上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入等に対し、債務保証等を行っております。

保証債務等

20.134百万円

5

上記の他、当社の持分法適用会社であるSPHP(CAMBODIA) CO.,Ltd.の発電所建設工事代金に関する Undertaking agreement(元本上限金額151百万米ドル、換算後円貨22,579百万円) を締結しておりますが、 当事業年度末において工事着手金の範囲内で建設工事が進んでおり、Undertaking agreementの対象となる 工事未払金残高はありません。

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務(区分表示したものは除く)

① 短期金銭債権13,298百万円② 長期金銭債権1,716

③ 短期金銭債務 2,058

④ 長期金銭債務

#### (4) 財務制限条項

借入金には(1年内返済予定額を含む)には、下記のいずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失する財務制限条項が付いております。

- (1) 当社の株式会社みずほ銀行との金銭消費貸借契約(2025年3月31日現在の借入残高100百万円)には、IFRSを基礎として算出された財務数値に対し以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。
- ① 2024年3月決算期以降に到来する決算期について、各年度の決算期の末日および第2四半期の末日における連結財政状態計算書上の資本の金額を2020年3月決算期末日における日本基準上の連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%および直前の決算期末日または第2四半期の末日における連結財政状態計算書上の資本の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ② 2024年3月決算期以降に到来する決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される税引前損益から当該事業年度末日における日本基準上の特別損益相当額(※)を控除した金額及び当期損益が2期連続して損失とならないようにすること。
- (2) 当社の株式会社三菱UFJ銀行との金銭消費貸借契約に基づく融資特約書(2025年3月31日現在の借入残高672百万円)には、IFRSを基礎として算出された財務数値に対し以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

2024年3月決算期を初回とする各年度決算期の末日における債務者の連結の損益計算書において、売上総利益から販売費及び一般管理費を控除した金額・当期純損益について2期連続して損失を計上しないこと。

#### ※特別損益相当額

特別利益科目:借入人の各事業年度末日における連結損益計算書に記載されるその他の収益及び金融収益のうち、固定資産売却益、抱合せ株式消滅差益、関係会社株式売却益及び保険積立金解約益をいう。

特別損失科目:借入人の各事業年度末日における連結損益計算書に記載されるその他の費用及び金融費用のうち、固定資産売却損、固定資産除却損、減損損失、関係会社株式評価損、災害損失及び損害賠償金をいう。

#### 4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 70,740百万円

仕入高25,597販売費及び一般管理費188

営業取引以外の取引による取引高 4.445

## (2) 関係会社貸倒引当金戻入益

関係会社貸倒引当金戻入益は、関係会社に対する貸付金等に対して貸倒引当金を戻入処理したものであります。なお、主な対象会社は次のとおりであります。

沖縄ガスニューパワー株式会社 1,331百万円

## (3) 関係会社出資金評価損

当事業年度において、関係会社出資金の帳簿価格を実質価額まで減額し、当該減少額を関係会社出資金 評価損(405百万円)として計上しました。

#### (4) 買付約定評価引当金

当事業年度において、市況価格を上回る価額で棚卸資産を買い付ける約定をしたことに伴い、当該仕入取引の履行により見込まれる損失発生額(1.613百万円)を計上しました。

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 自己株式の種類及び株式数

+/+-	4	の	種	類	当	事	業	年	度	当	事	業	年	度	当	事	業	年	度	当	事	業	年	度
株	工	0)	但			期首	株式数	枚(株)			増加	株式数	女(株)			減少	株式数	女(株)			期末	株式数	枚(株)	
普	通		株	式				142,014			2,700								_				144,7	714

- (注1) 自己株式数の増加2.700株は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行の戻りによるものであります。
- (注2) 役員報酬BIP信託の信託口が保有する当社株式138.586株を自己株式に含めております。

#### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、貸倒引当金、繰越欠損金等の損金算入限度超過額であり、評価性引当額を控除しております。繰延税金負債の発生の主な原因は、繰延ヘッジ損益であります。

#### 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

# 9. 関連当事者との取引に関する注記

# 子会社及び関連会社

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等 (被所有	穿の所有 頁)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高
子会社	イーレックス ニューエナジー 株式会社	所有 直接 10	00.00%	資金貸借 役員の兼任	資金貸借 (注1)	2,233	関係会社預り金	1,331
子会社	イーレックス ニューエナジー 佐伯株式会社	所有 直接 70	0.00%	資金貸借	資金貸借 (注1)	3,343	関係会社 預り金	1,613
子会社	エバーグリーン・ リテイリング	所有		電力の販売 資金貸借	電力の販売 (注3)	13,816	売 掛 金	1,376
	株式会社	間接 65	5.98%	経費等の立替 役員の兼任	資金貸借 (注1)	10,659	関係会社 預 り 金	9,329
子会社	エバーグリーン・ マーケティング 株式会社		65.98%	電力の販売	電力の販売 (注3)	32,160	売 掛 金	2,780
		所有 直接 65		再エネ交付金の 精算等 資金貸借 経費等の立替	再エネ交付金の 精算等 (注4)	397	未収入金	1,634
				役員の兼任	資金貸借 (注1)	2,506	関係会社 預 り 金	5,778
子会社	沖縄ガス ニューパワー 株式会社	所有 直接 80	0.00%	資金貸借 役員の兼任	資金貸借 (注1,6)	1,016	投資その他 資 産 そ の 他	1,897
子会社	沖縄うるまニュー エナジー株式会社	所有 直接 4 <sup>4</sup>	4.78%	債務保証	債務の保証 (注5)	16,686	_	_
子会社	糸魚川発電 株式会社	所有 直接 64	4.00%	資金の貸付	貸付金の 回収 (注2,6)	110	関係会社長期貸付金	3,646
子会社	eREX Vietnam Co., Ltd	所有 直接 1(	00.00%	資金の貸付 役員の兼任	債権放棄 (注7)	938	関係会社短期貸付金	_
子会社	HAU GIANG BIOENERGY JOINT STOCK COMPANY	所有	9.00%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	2,057	関係会社短期貸付金	5,320

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合		関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高
子会社	EREX SAKURA BIOMASS YEN BAI CO.,LTD	所有 直接	97.20%	資金の貸付	資金の貸付 (注2)	_	関係会社長期貸付金	1,644
子会社	EREX SAKURA BIOMASS TUYEN QUANG CO.,LTD	所有直接	97.20%	資金の貸付	資金の貸付 (注2)	704	関係会社長期貸付金	2,275
子会社	EREX YEN BAI BIOMASS POWER CO.,LTD.	所有直接	100.00%	資金の貸付	増資のための 支出 (注8)	2,299	-	_
関連会社	豊前ニューエナジー 合同会社	所有 直接	65.00%	資金の貸付	燃料の販売 (注9)	6,953	売 掛 金	1,459
関連会社	大船渡発電 株式会社	所有 直接	35.00%	債務保証	債務の保証 (注5)	3,447	_	-
	SPHP CO., PTE. LTD.	所有直接	49.45%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	2,741	関係会社 長期貸付金	6,175
関連会社					増資のための 支出 (注10)	_	投資その他 資 産 そ の 他	6,280
関連会社の子会社	SPHP(CAMB ODIA) CO., LTD.	所有間接	49.45%	資金の貸付	資金の貸付 (注2)	1,341	関係会社 長期貸付金	1,315
				Undertaking agreement	Undertaking agreement (注11)	_	_	_

# 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金貸借はCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)に係るものであり、利率は市場金利を勘案して交渉の上決定しております。なお、取引金額には期中平均残高を記載しております。
- (注2)貸付金については市場金利を勘案して交渉の上決定しております。
- (注3)電力の購入及び販売については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」で定められている買取価格等を勘案して毎期交渉の上で決定しております。
- (注4) 未収入金は「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」に基づく当社納付額について、交渉の上決定 しております。

- (注5) 債務保証は金融機関からの借入債務に対して行っており、保証額に基づき算定した保証料を受け取っております。
- (注6)貸付金、投資その他の資産(その他)等の貸倒に備えるため、直近の財政状態及び中期経営計画に基づいて、貸倒引当金を3,998百万円計上しております。また、当事業年度において、沖縄ガスニューパワー株式会社に対する貸倒引当金戻入益を1,331百万円計上しております。
- (注7) 同社に対する貸付金のうち938百万円について、直近の財政状態及び中期経営計画を勘案して債権放棄をしております。
- (注8) 取引条件は出資先と合意のうえ決定しております。貸借対照表において「投資その他の資産」の「その他」に計上しております。
- (注9) 燃料販売については、毎期交渉の上で決定しております。
- (注10) 取引条件は他の共同出資者と交渉のうえ決定しております。当事業年度末時点で増資手続きが進行中のため、増資は未完了であり、貸借対照表において「投資その他の資産」の「その他」に計上しております。
- (注11) SPHP (CAMBODIA) CO., LTD.の発電所建設工事代金に関するUndertaking agreement(元本上限金額151百万米ドル、換算後円貨22,579百万円)を締結しておりますが、当事業年度末において工事着手金の範囲内で建設工事が進んでおり、Undertaking agreementの対象となる工事未払金残高はありません。

# 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

635円76銭

(2) 1株当たり当期純利益

73円86銭

# 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 12. その他の注記

計算書類の記載事項は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。